検　査　計　画　表

22:市川三郷町　(三珠町)　02:第２簡水　　水源の種類：深井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	16/12/08	1.10	1/10 OVER	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	18/06/12	0.13	1/10 OVER	0.8mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	16/06/07	27	1/10 OVER	200mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	16/12/08	56	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	16/09/07	180	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2016	2017	2018	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○	○	○	○	1	※3
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※4
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○	○	○	1	※3
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌・定量						12	レベル3のため
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌・定量						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能3項目検査						1	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回だが安全性確認のため年に1回検査する
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する
※5	基準値の10分の1の測定を行っていないため安全性確認として年に1回検査する